

# 愛媛県障がい者ニーズ調査業務委託仕様書

## 1. 業務名

愛媛県障がい者ニーズ調査業務

## 2. 趣旨

愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課（以下、「県」という）は、障害者基本法に基づく「愛媛県障がい者計画」、障害者総合支援法に基づく「愛媛県障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく「愛媛県障がい児福祉計画」を策定するに当たり、県内障がい者を対象にアンケート調査を実施し、状況やニーズを確認するため、次のとおり「愛媛県障がい者ニーズ調査業務」を委託する。

## 3. 委託内容

### (1) 実施計画書作成・提出

調査日程や具体的な実施内容について調整を行うため、受託者は、県と契約締結後、速やかに打合わせを行い、実施計画書及び日程表を作成し、県の承諾を得ること。

### (2) 調査票の印刷・発送・回収

調査対象者：2,000人（県内）

#### (調査方法)

- ・調査は、紙とWebを併用する方式で実施する。
- ・Web調査に係る経費は受託者の負担とする。

#### (調査票の準備)

- ・調査票の規格及び設問は次のとおり。  
規格：A4、23ページ程度【調査票本体19ページ、別紙（用語解説）4ページ】  
設問：32問程度
- ・県からデータ（Word又はPDFデータ）を提供し、受託者が印刷すること。
- ・調査票は簡単にばらけないようにすること。
- ・受託者は調査票作成に必要な経費を負担すること。

#### (返信用封筒等の準備)

- ・送信用封筒（角形2号）は県から提供するが、送信用切手、返信用封筒（角形2号）は受託者が準備すること。
- ・返信用封筒の宛先は受託者とし、封筒の表面には、回収率を上げるため回答期日を記載したり、回答者のプライバシーを配慮し「障がい者」という文言を使わない等、工夫すること。

#### (封詰め作業等)

- ・受託者は送信用封筒に切手を貼り、その送信用封筒に、調査票、返信用封筒を入れ、封詰めをする。

#### (市町への発送、調査対象者への発送)

- ・調査対象者のうち、障がい者手帳所持者1,800人は、市町が対象者の抽出や宛名記載を行うことから、受託者は封詰めした封筒について、各市町に割り当てられた数を、受託者の負担で市町へ送付すること。なお、難病患者200人の抽出や宛名の記

載は、県が関係団体の協力を得て実施する。

- ・市町等は、宛名記載後、投函して、調査対象者へ調査票を送付する。

**(回収作業等)**

- ・受託者は回収作業を実施し、返信及び回収に必要となる経費を負担すること。

**(3) 調査票の集計、分析**

- ・帳票数は、1,200部（回収率60%）を想定しているが、標本数が増加した場合においても、集計及び分析に要する費用は受託者の負担とする。
- ・集計作業は、単純集計及び3種類以上のクロス集計を行うこと。
- ・分析結果（報告書）の作成に当たっては、集計結果をグラフ化し、分析文を掲載すること。
- ・調査結果の一部は、次期愛媛県障がい者計画及び愛媛県障がい（児）福祉計画に掲載するため、掲載可能なデータで提供すること。
- ・集計データに関しては、県内市町へのデータ提供をすること。
- ・集計方法や分析作業において、不明な点や疑義が生じた場合は、速やかに県と協議すること。

**(4) 成果品**

分析結果（報告書）2部、電子データ（CD-R等に収納）

※電子データは今後活用することを踏まえ、適当なデータ形式で納品すること

**(5) 納品場所**

愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課

**4. その他**

- (1) 業務の実施にあたっては、県と緊密な連絡をとり、その指示に従うこと。
- (2) 本業務で知りえた事項については、適切に管理し、他に漏らしてはならない。
- (3) 業務終了後、速やかに全てのデータ等を破棄及び処分すること。
- (4) 本件のすべての成果品に係る著作権・著作権等の権利は県に帰属するものとする。
- (5) 本仕様書に明示なき事項、又は疑義が生じた場合は、県と受託者が協議のうえ、決定する。